

# ハローワーク求人登録 5つのステップ

ハローワークへの求人登録は「ハローワークインターネットサービス」を利用したオンライン申請(マイページ開設)が主流であり、手続きを最もスピーディーに進めることができます

## STEP 1. 事前準備(必要情報の整理)

スムーズに入力・手続きを進めるため、以下の情報を手元に用意しておきます。

- 会社の基本情報: 法人番号、資本金、従業員数、雇用保険適用事業所番号
- 労働条件の決定: 就業時間、休日、基本給、各種手当(特定技能外国人に支払う予定の条件と完全に一致させてください)
- 仕事内容の言語化: 建設業のどの作業(例: 型枠施工、左官、鉄筋施工など)に従事させるかを明確にしておきます。

## STEP 2. 求職者マイページの開設(オンライン)

まずは「ハローワークインターネットサービス」で企業用のアカウントを作成します。

1. ハローワークインターネットサービスのトップページにアクセスします。
2. 「求人申込・マイページ開設(事業主の方)」から、メールアドレスを登録します。
3. 届いたメールのURLから、パスワードや事業所情報(住所、代表者名、事業内容など)を入力します。

### ポイント

入力完了後、管轄のハローワークによる確認・承認が行われます(通常、数日かかります)。承認されるとマイページが正式に開設されます。

## STEP 3. 求人情報の入力(求人申込)

マイページにログインし、「求人区分」を選択して求人情報を入力します。特定技能の申請用として、以下の入力ポイントを必ず厳守してください。

- 雇用形態: 「正社員(フルタイム・雇用期間の定めなし)」を選択します。
- 職種・仕事内容: 特定技能の業務区分に該当する文言を具体的に記載します(例: 「建築大工工事における加工・組立て・取付け作業」など)。
- 賃金・手当: 後に提出する「特定技能雇用契約書」や「賃金設定の根拠説明書」と1円単位まで金額・内訳を一致させてください(整合性がないと受入計画の審査で落とされます)

## STEP 4. ハローワークによる審査・公開

入力した求人情報は、管轄のハローワークの担当者によって審査されます。

- 表現に不備がある場合や、労働基準法に抵触する可能性がある場合は、ハローワークから電話やマイページ経由で修正指示が入ります。
- 審査が完了すると、求人が正式に受理され、求職者へ公開されます。

## STEP 5.「求人票」のダウンロード・保管

求人が受理されると、マイページから「求人票(PDF)」がダウンロードできるようになります。

- 建設特定技能受入計画の申請には、この求人票の「すべてのページ(通常2枚)」の写しが必要です。
- ダウンロードしたPDFは、そのまま「外国人就労管理システム」へアップロードする添付書類として使用できます。

### 特定技能申請における重要な注意点(トラブル防止)

1. ハローワークへの直接訪問が必要なケース  
過去に一度もハローワークを利用したことがない(雇用保険の適用事業所登録をしていない等)場合、オンラインだけでは完結せず、一度管轄のハローワークの窓口へ出向いて事業所登録を行う必要があります。
2. 有効期限は「1年以内」  
求人を出してから受入計画を申請するまでに期間が空きすぎると、無効(1年以上経過)になってしまいます。募集・採用のスケジュールと連動させて計画的に登録を行ってください。  
まずはマイページの開設から進めていくことになります